

2026年1月22日

横浜刑務所長

倉田克己 殿

神奈川県弁護士会

会長 畑中隆爾

勧告書

当会は、申立人 A 氏の相手方横浜刑務所に対する人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり勧告します。

勧告の趣旨

横浜刑務所に対し、アレルギーを含んだ食材の誤配食について、特にアナフィラキシーショックなど重大な結果を生じさせかねない食物アレルギーに関する問題が発生した際には、受刑者の申立ての有無にかかわらず、その内容、考えられる原因、対処行為、結果などについて検証し、再発防止に努めるよう勧告する。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり。

以上

2025年11月10日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 畑中 隆爾 殿

人権擁護委員会

委員長 高木 小太郎

申立人 A 氏の相手方横浜刑務所に対する人権救済申立事件（2022年第8号事件）につき、調査を行ったので、以下のとおり報告します。

第1 結論

横浜刑務所に対し、アレルギーを含んだ食材の誤配食について、特にアナフィラキシーショックなど重大な結果を生じさせかねない食物アレルギーに関する問題が発生した際には、受刑者の申立ての有無にかかわらず、その内容、考えられる原因、対処行為、結果などについて検証し、再発防止に努めるよう勧告することが相当である。

第2 理由

1 申立の概要

申立人は、以下の点につき、人権侵害を訴えている。

(1) 申立人のアレルギーについて

- ① アレルギー検査で陽性が出たのはしいたけのみであるにもかかわらず、きのこ類全般及び小豆まで禁食にされたこと。
- ② きのこと類全般及び小豆が禁食とされて以降、何度も、横浜刑務所側の過失により、禁食であるきのこ類全般及び小豆が提供されたこと。

(2) 申立人の腰と右ひざの痛みについて

- ③ コルセットが使用禁止とされていること。
- ④ 検査や投薬など十分な医療が受けられていないこと。

2 相手方への照会状況

- ・2023年 6月 6日 横浜刑務所への照会（以下「照会1」という。）
- ・2023年 8月24日 横浜刑務所への照会（以下「照会2」という。）

・2023年12月13日 横浜刑務所への照会（以下「照会3」という。）

3 アレルギーに関して認定した事実

(1) きのこと類全般及び小豆まで禁食にされたことについて

ア 申立人の主張

申立人がしいたけ及び小豆につき症状を訴えたため、パッチテスト及び血液検査を行う。パッチテストで、しいたけは陽性反応、小豆は不明であった。

イ 横浜刑務所の主張

(i) 「令和2年3月24日、申立人が「診察願」と題する願箋を提出し、しいたけ及び小豆を食べるとかゆみが少し出るとしてアレルギー検査の実施を願い出たため、横浜刑務所は同年4月13日午前（詳細時間不明）、当所医務診察室において、当所医師がプリックテスト（専用針を使用して少量のアレルゲンを皮下注入し、15ないし20分後に出現した膨疹径を測定して判定する簡便な検査方法の検査。）を実施した。その結果、しいたけ及び小豆に陽性反応が認められました。

そこで、当所医師は、レトルト食品や調味料等から、しいたけのみを取り除くことが困難であるため、申立人に対して、きのこと類全般（エキスを含む。）及び小豆を使用しない代替食を支給するよう指示しました。」（照会1に対する回答）。

(ii) 申立人に対して摂取を制限している食品は「きのこと類全般（エキスを含む。）及び小豆」である（照会1に対する回答）。

ウ 「禁食の範囲」に関し認定した事実

申立人及び横浜刑務所の回答から、しいたけ及び小豆につき申立人は症状を訴え、アレルギー検査としてプリックテストが行われた。検査の結果、しいたけ及び小豆に陽性反応が認められた。

横浜刑務所医師は、レトルト食品や調味料等から、しいたけのみを取り除くことが困難であると判断し、医師の指示により、きのこと類全般（エキスを含む。）及び小豆を使用しない代替食を支給することとした。

(2) 禁食とされたきのこと類及び小豆が何度も提供されたこと

ア 申立人の主張

申立人の誤配食等に関する主張は以下のとおりである。

①2021年10月ないし11月頃の件

食材：味付け海苔（きのこの粉末がかかっているもの）

出来事：上記食材を食べたところ、首周り、上半身にかゆみ、熱を持ってくる感覚が出てきたため、医務室に運ばれた。

② 2021年12月頃の件

食材：梅春雨

出来事：上記食材を食べたところ、首周りにかゆみが生じた。きくらげが入っていたことが判明し、医務室で薬を処方された。

③ 2021年12月頃の件

食材：鶏肉のクリーム煮

出来事：上記食材を食べた後、刑務官から、調理過程でマッシュルームが入っていた可能性がある旨連絡を受け、念のため医務室に運ばれた。

④ 2021年12月頃の件

食材：中華野菜スープ

出来事：上記食材を食べたところ、かゆみが出た。配膳担当者が誤ってきのこのエキスが含まれているスープを配膳したためと聞いた。

⑤ 2022年1月頃の件

食材：記憶にない。

出来事：6工場にいる際、かゆみが出た。様子見を命じられ、その後何の処置もされなかった。

⑥ 2022年2月頃の件

食材：記憶にない

出来事：6工場にいる際、かゆみが出た。様子を見るように命じられ、その後何の処置もされなかった。

⑦ 2022年9月22日の件

食材：中華野菜スープ

出来事：昼食で上記食材を食べたところ、かゆみが出た。誤ってきのこのエキスが入ったものを配食されたことが原因であった。

イ 横浜刑務所の主張

(i) 誤配食の事実

横浜刑務所の誤配食等の事実に関する主張は以下のとおり（照会2に対する回答）。

① 2021年7月29日昼食の件

食材：クリームスパゲティ

出来事：上記食材にマッシュルームが使用されていたことが判明したため、当所職員が申立人にその旨を説明して謝罪した。申立人は、体調不良等はない旨を申し出たが、当所医師が診察したところ、アレルギー症状は認められなかった。

なお、代替食は用意していなかった。

② 2021年8月11日朝食の件

食材：焼きのり

出来事：上記食材を喫食した申立人から身体にかゆみが出た旨の申出があり、抗アレルギー薬を服用後、当所医師が診察したところ、アレルギー症状は認められなかった。なお、焼きのりにしいたけエキスが使用されていたため、申立人に対して代替食のきな粉を配食すべきところ、当所職員が誤って申立人にきな粉と焼きのりの両方を配食し、申立人が喫食した旨が判明したことから、当所職員がその旨を申立人に説明して謝罪した。

③ 2021年9月19日 夕食の件

食材：梅春雨

出来事：上記食材にきくらげが使用されていたため、申立人に対して代替食のきな粉を配食すべきところ、当所職員が誤って申立人に梅春雨を配食した旨が判明したことから、当所職員がその旨を申立人に説明して謝罪した。

申立人が身体のかゆみや息苦しさがある旨を申し出たため、抗アレルギー薬を服用後、当所医師の指示を受けた当所准看護師が確認したところ、アレルギー症状は極めて軽微であると認められた。

④ 2021年12月24日夕食の件

食材：ミックスナムル

出来事：上記食材にきくらげが含まれている旨が判明したため、当所職員が申立人にその旨を説明し謝罪したのに対して、申立人は、体調不良等はない旨を申し出たが、当所医師が診察したところ、アレルギー症状は認められなかった。

なお、代替食は用意していなかった。

⑤ 2022年1月28日夕食の件

食材：海藻サラダ

出来事：上記食材に白きくらげが使用されていた旨が判明したため、当所

職員がその旨を申立人に説明し謝罪したのに対して、申立人は、体調不良等はない旨を申し出たが、当所医師の指示を受けた当所准看護師が確認したところ、アレルギー症状は認められなかった。

なお、代替食は用意していなかった。

⑥ 2022年9月22日昼食の件

食材：中華風野菜スープ

出来事：上記食材にしいたけエキスが使用されていたため、申立人に対して代替食の和風野菜スープを配食すべきところ、当所職員が誤って上記食材を申立人に配食した旨が判明したことから、当所職員が申立人にその旨を説明し謝罪した。申立人は気付かなかった旨を申し出たが、当所医師が診察したところ、アレルギー症状は認められなかった。

⑦ 2023年8月10日朝食の件

食材：卵ふりかけ

出来事：上記食材に小豆エキスが使用されていたため、申立人に対して代替食のきな粉を配食すべきところ、当所職員が誤って申立人に卵ふりかけときな粉の両方を配食し、申立人が喫食した旨が判明したことから、当所職員が申立人にその旨を説明した。申立人は、体調不良等はない旨を申し出たが、当所医師が診察したところ、アレルギー症状は認められなかった。

その後、当所職員が申立人に謝罪するとともに、配食時の誤配食防止について職員研修を実施した。

⑧上記①ないし⑦の事実経過は、当所職員による報告書や申立人の診療録に基づくものである（照会3に対する回答）。

(ii) 誤配食の原因

「過誤配食事案の主たる原因は、確認の疎漏や指示の不遵守など、当所職員のヒューマンエラーに起因するものと考えています。なお、被収容者にも、自らに給与（「支給」の誤記と思われる。）された食事について、疑義があれば、喫食前に申し出て確認するよう指導しています。」（照会3に対する回答）

(iii) 横浜刑務所職員のアレルギー対応

アレルギーの確認については、「管理栄養士が献立を作成する際、使用する食材・調味料に含まれるアレルギーを確認しています。」（照会3に対する回答）

配食の方法等については、「当所では、被収容者に対し、通常食を支給する場合は配食係受刑者が配膳しているところ、医療上又は宗教上の理由により代替食を支給する場合は、当所職員が専用トレー（代替食の内容、居室及び呼番号が表示されている。）に代替食を乗せて個別に配膳しています。」（照会1に対する回答）

(iv) 誤配食を防止する対策の有無

「当所では、令和5年10月23日から同月30日までの間、統括矯正処遇官が、処遇部門職員(146名)を対象として、過誤配食事案の再発防止のために留意すべき調理時・配食時の確認要領について研修を実施しました。

なお、今後も、同種の研修を行うことを検討しています。」（照会3に対する回答）

ウ 誤配食等の事実に関し認定した事実

(i) 誤配食の事実に関して

以下の考え方に基づいて事実を認定した。

まず、双方の主張に争いが無い事実は存在するものと認定した。また、双方の主張が細部まで一致しない場合であっても、横浜刑務所が不利益な事実を自認している場合には、横浜刑務所の主張のとおり的事実があるものと認定した。なぜならば、横浜刑務所の主張は、同所の職員が作成した報告書や診療録といった定型的に作成された資料に基づくものと考えられるからである。

また、申立人が主張していない事実であっても、横浜刑務所が自ら不利益な事実を自認している事実については、やはり、定型的に作成された資料に基づくものと考えられることから、この事実は存在するものと認定した。

以下、申立人の主張（前述（2）アの①ないし⑦参照。以下「申立人主張①」などと記載する。）に対し横浜刑務所の主張（前述（2）イの（i）の①ないし⑧参照。以下、「横浜刑務所主張①」などと記載する。）を対比しながら認定の過程を示す。

a 申立人主張①について

横浜刑務所の誤配食の事実に関する主張のなかに、これと同一の事実はない。

しかしながら、かかる事実と横浜刑務所主張②は、時期が比較的近接しており、食材も海苔という点では同一であり、かゆみ等の症状が見られて医務室に運ばれた点でも同一である。

よって、申立人主張①の事実は、令和3年夏から秋頃、海苔の配膳ミス
の事実があったという限りで認められ、その詳細については横浜刑務所主
張②のとおり的事実が存在するものと認定できる。

b 申立人主張②について

横浜刑務所の誤配食の事実に関する主張のなかに、これと同一の事実は
ない。

しかしながら、かかる事実と横浜刑務所主張③は、時期が比較的近接し
ており、食材も梅春雨と同一であり、かゆみ等の症状が見られ医務室での
対応がなされた点も同一である。

よって、申立人主張②の事実は、令和3年秋から初冬頃、梅春雨の誤配
食の事実があったという限りで認められ、その詳細については横浜刑務所
主張③のとおり的事実が存在するものと認定できる。

c 申立人主張③について

横浜刑務所の誤配食の事実に関する主張のなかに、これと同一の事実は
ない。

しかしながら、かかる事実と横浜刑務所主張①は、時期が比較的近接し
ており、食材もクリーム系の料理にマッシュルームが使用されていたとい
う点では同一であり、特段症状の訴えがなかったものの医務室での対応が
なされた点も同一である。

よって、申立人主張③の事実は、令和3年夏から初冬頃、マッシュルー
ムの誤配食の事実があったという限りで認められ、その詳細については横
浜刑務所主張①のとおり的事実が存在するものと認定できる。

d 申立人主張④について

横浜刑務所の誤配食の事実に関する主張のなかに、これと同一の事実は
ない。よって、この点についての申立人の主張は認められない。

ただし、申立人において、詳細な事実関係の記憶は残っていないもの
の、複数回、誤配食があったという記憶があるという限度では事実認定の
参考にすることができる。

e 申立人主張⑤及び⑥について

上記申立人主張の事実は食材すら記憶にないとのことであり極めてあい
まいであり、横浜刑務所主張とも重ならない。

よって、申立人主張の事実はここでは認定しない。

ただし、申立人において、詳細な事実関係の記憶は残っていないもの

の、複数回、誤配食があったという記憶があるという限度では事実認定の参考にすることができる。

f 申立人主張⑦について

かかる事実は、横浜刑務所主張⑥と時期がまさに同一で、食材も中華風野菜スープという点では同一である。

よって、申立人主張⑦の事実は、令和4年9月22日、中華風野菜スープの誤配食の事実があったという限りで認められ、その詳細は横浜刑務所主張⑥のとおり的事実が存在するものと認定できる。

g 横浜刑務所主張④、⑤及び⑦について

横浜刑務所主張に対応すると思われる事実は、申立人主張①ないし⑦のうちには存しない。

しかしながら、横浜刑務所の事実主張については、職員の記憶だけによるものではなく職員作成の報告書や申立人の診療録に基づくものであるとのことであり（照会3に対する回答）、また不利益事実の自認である点も考え合わせると、その信用性は高い。

また、申立人主張からしても、前述 a ないし c の事実以外にも、誤配食が複数回あったという主張であり、その点とも整合すると考えられる。

よって、申立人による失念若しくは記憶の混同の可能性も考え合わせると、横浜刑務所主張④、⑤及び⑦については主張のとおり的事実が存在するものと認定できる。

(ii) 誤配食の原因に関して

横浜刑務所は自ら、「過誤配食事案の主たる原因は、確認の疎漏や指示の不遵守など、当所職員のヒューマンエラーに起因するものであると考えています」と認めている（前述（2）イの（ii）参照。）。なお、横浜刑務所主張①、④及び⑤の誤配食の際には、代替食の用意がなかったことも横浜刑務所側は認めている。よって、献立作成の際に代替食の検討がなされていなかったものと推察される。したがって、献立作成の際にも横浜刑務所の対応に不注意があった可能性がある。

(iii) 横浜刑務所職員の配食の方法等に関して

横浜刑務所が主張する同所のアレルギー対応（前述（2）イの（iii）参照。）に関する事実については、特段否定すべきところも見当たらないため、当該事実は認定できる。

(iv) 誤配食を防止する対策として研修を行ったことに関して

横浜刑務所が誤配食を防止する対策として研修を行ったとの主張（前述（2）イの（iv）参照。）に関する事実については、特段否定すべきところも見当たらないため、当該事実は認定できる。

4 腰痛・ひざ痛に関して認定した事実

（1）コルセットの使用について

ア 申立人の主張

横浜刑務所の医師よりコルセットの使用を2020年いっぱい打ち切ると言われ、ここ2年間コルセットが使用禁止のままである（面会時の供述）。

イ 横浜刑務所の主張

「当所では、2020年4月10日、当所医師が申立人を診察してコルセットを使用させることが医療上必要であると診断し、申立人に対してコルセットの使用を許可しました。」（照会1に対する回答）、「当所では、現在、申立人に対し、腰痛用コルセットの使用を認めています。」（照会3に対する回答）とのこと。

ウ 認定した事実

双方の意見が完全に食い違っており、医療記録を確認しなければ事実の認定は困難である。

（2）十分な医療・配慮が受けられていないこと

ア 申立人の主張

2020年9月8日に昭島医療で専門医師に腰と右膝を診てもらった。レントゲンを撮り、ヘルニアとの診断あり。しかし、それ以降、昭島医療での診察を受けさせてもらえない。薬はロキソニンなどを出してもらっている（面会時の供述）。

工場でも座るいすなどについて特段の配慮を受けていない（面会時の供述）。

イ 横浜刑務所の主張

2020年1月15日の入所時、申立人から当所医師に対して腰痛の訴えがあった。そこで、同年9月8日、東日本成人矯正医療センター（東京都昭島市所在。）において、同センター整形外科医師が申立人を診察するとともに、MRI検査を実施した結果、腰椎L5/S1右に小さいヘルニアが認められた。

この点について、検査前、申立人は、右下肢にまひがある旨を訴えていたにもかかわらず、検査後には、右膝痛に主訴が変化したところ、同センター整形外科医師からは、歩行障害が認められず、具体的な障害が明らかではないとの所見か

ら、当所医師に対して経過観察する中で症状が悪化する場合には、上位神経検索を実施するよう引継ぎがあった（照会1に対する回答）。

申立人の腰痛に対する投薬治療について、処方した薬は、インテバノクリーム（消炎鎮痛薬）及びロキソニン（解熱鎮痛薬）である（照会1に対する回答）。

「当所では、申立人に対し、作業中 他の被収容者と同様の椅子を使用させ、特に作業時の配慮として講じた措置はありませんが、これまでに、申立人が当所医師に対して、作業中の座り方や使用する椅子の形状等について配慮を願い出た事実もありません」（照会1に対する回答）とのこと。

ウ 認定した事実

2020年9月8日以降東日本成人矯正医療センターの診療を受けていないこと、及び、申立人の刑務作業について、作業中の座り方や使用する椅子の形状等について特段の配慮がなされているわけではないことが認められる。

しかし、これを越えて申立人の具体的な障害の内容や、症状が悪化したことを認める的確な証拠はなく、十分な医療的対応を受けられなかったことについて認定はできない。

5 誤配食に関する人権侵害の有無

(1) 刑事収容施設が被収容者の生命・身体の安全に配慮する義務を負うこと

憲法13条後段は、すべての国民が、自らの生命・身体の安全を享受する権利を有することを保障している。このことは、刑事施設に収容されている者にも当然あてはまる。

刑事収容施設は、被収容者の人権を尊重すべきであり（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、単に「法」という。）1条）、被収容者はその生命・身体の安全の維持を刑事収容施設の対応に委ねるほかないものであるから、刑事収容施設は、被収容者の生命・身体の安全に配慮すべき義務を負っており、被収容者の健康を害するような対応をすることは許されない。

人間は、生命体として、食事をしなければ生命・健康を維持することができないところ、被収容者は、食事のほとんどを刑事収容施設から支給される食事に依存している。換言すれば、被収容者は、自ら食事を調達して自らの健康を維持する自由を制約されている。

このことからすれば、刑事収容施設は、被収容者に対する食事の支給に当たり、その生命・身体の健康を維持するために十分で安全な食事を提供する義務を負っているといえる。そのことは、法43条が、刑事収容施設が支給する食

事等について、「被収容者の健康を保持するに足」るものでなければならない旨定めていることから分かるものである。

したがって、刑事収容施設が、被収容者の生命・身体の健康を維持するために十分で安全な食事を提供する義務に違反し、被収容者の生命・身体の健康を害するおそれがある場合には、憲法13条後段及び法43条によって保障された被収容者の人権を侵害するものといえる。

(2) 本件における人権侵害性判断

上記で認定したとおり、申立人は、しいたけ及び小豆に関するアレルギー（以下、「本件アレルギー」という。）を有しており、そのことは横浜刑務所も把握している。申立人には、本件アレルギーを引き起こす原因となる食物を摂取すると、かゆみや息苦しさなどのアレルギー症状が生じ、その健康が害されるおそれがある。

したがって、横浜刑務所は、申立人に対し食事を支給するにあたっては、本件アレルギーを引き起こすことがないように、原因となる食物を申立人の食事に混入させないように配慮する義務がある。

しかしながら、上記で認定したとおり、横浜刑務所は、令和3年夏頃から令和5年8月までの期間に、複数回にわたって、人為的なミスにより、申立人に対して支給する食事に本件アレルギーを引き起こす可能性がある食物を混入させて申立人に摂取させている。また、稀にはあるが、アレルギー反応による全身性の過敏反応が進行し、血圧低下や意識障害を伴う重篤な状態が生じる、いわゆるアナフィラキシーショックの発生の可能性もあった。

そして、少なくとも、一度は、誤配食によって本件アレルギー症状を生じさせ（令和3年夏～秋頃の梅春雨の誤配によるアレルギー症状）、申立人の健康を害している。このような横浜刑務所の行為は、被収容者の生命・身体の健康を維持するために十分で安全な食事を提供する義務に違反するものであって、人権侵害性が認められる。

6 当委員会の意見

横浜刑務所は、申立人に対し食事を支給するにあたってはアレルギー反応を引き起こすことがないようにその原因となる食物を混入させないように配慮する注意義務があるにもかかわらず、かかる注意義務を怠り、複数回の誤配食を行った。その結果、安全でない原因物質が混入する食事を提供してアレルギー症状を発症させるという人権侵害を行ったことが少なくとも一度認められる。

本件では、アレルギー症状を持つ受刑者に当該アレルゲンを含む食品が複数回誤配食されている事案であるが、その原因は職員による配食上のミスにあり、しかも、多数回にわたり繰り返されている。ところが、この多数回にわたる誤配食の原因が、例えばトレーの選択のミスなのか、配食を受ける当該受刑者の確認のミスなのかなど、どの段階にミスがあったのかなどの詳細は全く明らかにされていない。

具体的には、令和5年12月13日付照会（照会3）にて、「申立人について、繰り返し誤った配膳がなされた原因について、貴所の見解をご教示ください」と照会している。これに対し、横浜刑務所は、「過誤配食事案の主たる原因は、確認の疎漏や指示の不遵守など、当該職員のヒューマンエラーに起因するものであると考えています。なお、被収容者にも、自らに給与（「支給」の誤記であると思われる。）された食事について、疑義があれば、喫食前に申し出て確認するよう指導しています。」と回答するのみであって、具体的にどのようなヒューマンエラーが原因であるかについて明確な回答はなかった。

これらのことから横浜刑務所が原因の究明を十分に行っていないのではないか、直ちに対応や原因の究明は行われていないのではないかなど疑問が残り、将来にわたり同様のミスが繰り返されるのではないかと疑念を生じる。

なお、横浜刑務所は1週間の期間でこれら業務に携わる職員140名の研修を行い防止に努めるようにしたというが（照会3に対する回答）、誤配食の内容とその原因が明らかにされていなかったのであれば、効果的な研修を行うことはできないと考えられる。

そこで、当会として、横浜刑務所に対し、アレルゲンを含んだ食材の誤配食について、特にアナフィラキシーショックなど重大な結果を生じさせかねない食物アレルギーに関する問題が発生した際には、受刑者の申立ての有無にかかわらず、その内容、考えられる原因、対処行為、結果などについて検証し、再発防止に努めるよう勧告することが相当である。

以上